

平成25年度税制改正要望に係る御意見一覧(寄せられた意見のうち、重複する同様の御意見や金融庁所掌外の御意見は除いております)

題目	意見の詳細	提出者
日本版ISAについて所要の拡充を行うとともに、投資家の利便性及金融機関の実務に配慮した制度設計を行うこと	国民に広く投資機会を提供し、国民の資産形成を促進する必要がある。また、消費税率の1段階目の引き上げと時期が重なることから、制度の拡充を行うことで景気の腰折れを防ぐ必要がある。	団体
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)について、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)について、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする。〔具体的な内容〕 ① 非課税口座制度を3年間の時限措置ではなく恒久化すること。 ② 非課税口座における累積投資額を増額すること。 ③ 非課税口座における投資対象を拡大すること。 ④ 証券会社等における非課税口座の開設手続及び管理方法を1口座とするなど簡素化すること。等	団体
日本版ISAに関する措置	日本版ISAは平成26年から3年間の時限付きの措置とされているが、小口の継続的長期投資を通じた個人の金融資産形成を促進する観点から、措置期間を延長または恒久化することとされたい。また、取得価額の管理など個人投資家にとって分かりにくい面もあることから、投資家の利便性及び金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすることとされたい。なお、本制度を長期的な視野に立った個人の幅広い金融資産形成に資するものとするため、将来的には、非課税措置の拡充の検討が望まれる。	団体
市場デリバティブ取引について、個人投資家による納税手続きを簡便化するとともに、投資を促進する税制措置の拡充	一般の個人が、資産運用の手段として、市場デリバティブ取引をより一層活用しやすい環境を整備する観点から、特定口座で取扱可能な商品の対象に市場デリバティブ取引を含めるとともに、上場株式等の譲渡損益との通算対象に、市場デリバティブ取引により生じる損益を加えることを要望いたします。	個社

題目	意見の詳細	提出者
特定口座に受入れ可能なコーポレートアクションにより取得する上場株式等の範囲を株式又は出資に限定せず、新株予約権付社債、株式投資信託の受益権等を対象に含めること	現行の租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項では、例えば、法人の合併等の際に交付を受ける上場株式等であって特定口座に受入れが可能なものは、当該合併等法人の「株式若しくは出資」又は合併等親会社の「株式」と規定されています。このため、上場株式等である転換社債型新株予約権付社債(CB)につき、当該CBを発行する法人の合併等により債務が合併等後の法人に承継される場合に新たに発行されるCBは、特定口座に受け入れることができません。 また、同項では、特定口座内保管上場株式等である投資信託の受益権の分割又は併合により新たに取得する当該投資信託の受益権は特定口座への受入れができないとされています。 このため、上場株式等である株式又は出資以外、すなわち上場株式等であるCB、公募株式投資信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権の発行者がコーポレートアクションを行った場合、当該CB等を保有する特定口座を開設する居住者等は、新たに取得するCB等を特定口座に受け入れることができず、特定口座開設者及び証券会社等に混乱を招くことが強く懸念されます。 以上から、特定口座に受入れ可能なコーポレートアクションにより取得する上場株式等の範囲を株式又は出資に限定せず、新株予約権付社債、株式投資信託の受益権等を対象に含めた上場株式等全般に拡大するよう要望します。	団体
自社株式又は親会社株式をもって買付けの対価とする一定の公開買付けの場合において、当該公開買付け対象会社の株主の帳簿価額による課税を繰り延べるとともに、当該自社株式又は親会社株式を特定口座に受け入れる措置を講じること	金融商品取引法上、有価証券など金銭以外の資産を取得対価としてTOBを実施することが認められているが、自社株式又は親会社株式を対価とするTOB(以下「自社株等対価TOB」という。)は、①買付者は資金調達を要しない、②株式を対価とする株式交換や合併等により実現が難しいM&Aストラクチャー(例えば、買収者の株式を対価として対象会社株式の一部の取得)が可能、また、③買付者の保有する自己株式の有効活用という点でメリットがある。しかし、自社株等対価TOBは、会社法上の有利発行規制(注1)や現物出資規制(注2)の適用を受けるとともに、税法上、TOBの応募株主における株式譲渡益に対する課税の繰り延べが認められないため、実務上、利用されていない。 2011年5月に成立した改正産活法第21条の2では、主務大臣の認定事業者による自社株等対価TOBにつき検査役の調査が不要とされ、買付者の取締役等やTOBの応募株主は、不足価格填補責任を負わず、また、一定の要件を満たした場合には、有利発行に係る株主総会決議が不要となる。 このように、改正産活法の成立により自社株等対価TOBにおける会社法上の問題点に対して一定の手当てが行われ、現金と自社株等を組み合わせてTOBの取得対価とするなどM&Aにおけるストラクチャーの選択幅が拡大することが見込まれるが、税務上の問題を解決するため、TOB対象会社の株主の帳簿価額による課税を繰り延べていただきたい。 また、一定の要件を満たす場合において、TOB対象会社の株主が交付を受ける上場株式等を特定口座に受け入れられる措置を講じていただきたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
特定口座のみなし廃止制度を廃止すること	現行税法では、特定口座開設届出書を提出した居住者等が当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等及び決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった日又は当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載若しくは記録等若しくは上場株式等の信用取引等又は上場株式等の配当等の受入れが行われなかったときは、その年の翌年1月1日に当該特定口座につき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされ、当該特定口座が廃止されます（以下「特定口座のみなし廃止制度」といいます。）。 なお、特定口座のみなし廃止制度の適用については、みなし廃止されるまでの間に、当該特定口座を継続する旨を記載した特定口座取引継続届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出する必要があります。 しかし、そもそも残高のなくなった特定口座（例えば、株式市況等の急変により、特定口座の計算対象とならない公社債や公社債投資信託により運用を行う場合を含みます。）について、当該届出書の提出自体を失念するケースが多々見受けられます。 このため、当該特定口座において、上場株式等に係る取引を行う意向がある顧客が、特定口座のみなし廃止制度の適用により特定口座が廃止された場合、当該金融商品取引業者等で再び特定口座で取引を行うためには、再度、特定口座開設届出書を提出しなければならないため、投資家にとって不便な制度となっています。 このため、当該特定口座のみなし廃止制度を廃止し、顧客と金融商品取引業者等が契約（約款を含む。）等に基づき特定口座を廃止できるようにし、特定口座における顧客の利便性向上を図るよう措置を講じていただきたいと存じます。	団体
特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること	顧客が金融商品取引業者等に提出する特定口座開設届出書、特定口座異動届出書、告知書又は申請書等について、書面によらず、電磁的方法により届出又は提出を行うことを可能としていただきたい。	団体
特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲を拡充し、受益権の分割・併合により取得する公社債投資信託以外の証券投資信託、特定受益証券発行信託の受益権等を対象に含めること。	特定口座の利用が広がる中、受益権の分割・併合により取得する公社債投資信託以外の証券投資信託および特定受益証券発行信託の受益権等を特定口座に受け入れることを可能とする措置を講じられたい。	団体
経済を活性化し国民生活を豊かにするための投資促進に係る税制措置	○上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること。 ○上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。	団体
ETF（特定株式投資信託）の交換を現物に加えて、金銭と現物との混合を可能とし、併せて法人受益者に係る源泉徴収を免除する措置を講じること	ETF（特定株式投資信託）の受益権について、一定の要件を満たした上場期間中の交換や償還時の交換については現物に加えて金銭と現物との混合を可能とし、併せて保有受益権に係る個別元本を把握することが困難である法人受益者に係る販売会社段階での源泉徴収を免除する措置を講じること。	団体

題目	意見の詳細	提出者
外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること	現在、租税特別措置法第9条の4の2については、「国内において支払を受ける」収益の分配に限定する規定振りとなっています。このため、外国籍の上場証券投資信託等について、当該上場証券投資信託等の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配は、本規定の対象となっておりません。については、外国籍の上場証券投資信託等についても、本規定の対象となるよう要望いたします。	団体
ETF(特定株式投資信託)に係る重大な約款変更を行った場合において、受託者が信託財産をもって反対受益者から買い取った受益権の金銭による解約を認めること	ETF(特定株式投資信託)が重大な約款変更を行った場合において、投資信託法の規定に基づき受託者が信託財産をもって反対受益者から買い取った受益権について、当該受益権について市場売却ではなく信託財産内での金銭による解約を認めること。	団体
贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合に限り、贈与による特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること	贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合に限り、贈与による特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること。 現行税法では、贈与者及び受贈者がともに特定口座を開設する場合であっても、贈与者は特定口座内保管上場株式等の同一銘柄についてはすべて移管しなければならないこととされています。 このため、特定口座内保管上場株式等を保有する贈与者が複数の受贈者に贈与を行う場合、一旦、当該特定口座内保管上場株式等を売却した後、当該売却代金を引渡すということにならざるを得ず、上場株式等のまま贈与することができません。 また、贈与者の特定口座内保管上場株式等の取得価額は金融商品取引業者等が適切に管理することが義務付けられていることから、当該金融商品取引業者等において租税回避的又は潜脱的な行為を行う余地がないといえます。 以上から、贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合にあっては、贈与による同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めることを要望いたします。	団体
社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置	「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引に関し、金融商品取引業者等から税務当局に対し「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が提出されることに鑑み、確定申告に際し、特定口座年間取引報告書等の書類の添付を不要とする等、納税者や金融商品取引業者等の手続的な負担を軽減する措置を講じること。 (注)社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること。	団体

題目	意見の詳細	提出者
所得税法第25条第1項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成(年間一括交付方式)することを可能とする措置を講じること	平成21年度税制改正により、オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等に係る支払通知書につき年間一括交付方式が認められましたが、所得税法第25条第1項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書についても、同様の措置を講じていただきたい。	団体
法人の組織再編時等における株主のみなし配当に係る課税方式を見直すこと	外国法人の組織再編時において、①当該組織再編が税制適格か税制非適格かということ、②源泉徴収税額、③純資産移転割合等を金融商品取引業者等が判別することは非常に困難です。これは、外国法人は我が国法人税法の適用を受けないことから、税制適格又は税制非適格の要件に特に留意することなく組織再編を行うほか、当該外国法人の組織再編時における純資産移転割合等が公表されないからに他なりません。 このため、金融商品取引業者等は、当該組織再編時において、みなし配当に係る源泉徴収の要否及びその徴収税額、保有株式の取得価額の純資産移転割合等による調整の有無及び調整額等を判定することが非常に困難になっているという税務上の問題が指摘されています。このように税務上の取扱いが不明瞭かつ非常に複雑化してしまっていることから、個人投資者と金融商品取引業者等との間で紛争となる事例も発生しています。 また、外国法人が、資本剰余金配当(現物配当を含みます。)や自己株公開買付け(有価証券を対価とする公開買付けを含みます。)等を実施する場合においても、当該外国法人は我が国法人税法の適用を受けないため、我が国株主等に対し純資産減少割合の通知又は公表等が行われず、金融商品取引業者等は保有株式の取得価額の調整の有無及び調整額等を判定することは非常に困難となっています。 このため、法人の組織再編時等における税務上の取扱いについて、ポートフォリオ投資を行う投資者及び金融商品取引業者等にとってフィージビリティがあり、また、簡素で分かりやすいものとするため、みなし配当に係る課税方式や取得価額などの見直しをお願いいたします。	団体
個人を含む幅広い投資者の市場参加を促進し国民生活を豊かにするため、現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を維持すること。 とりわけ、配当金等については、長期的な投資による資産形成を促進する観点からも、配慮すること。	個人を含む幅広い投資者の市場参加を促進し国民生活を豊かにするため、現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を維持していただきたい。 とりわけ、配当金等については、長期的な投資による資産形成を促進する観点からも、課税標準を1/2とするなど配慮いただきたい。	団体
株式市場の活性化及び株価の上昇のために証券税制の撤廃	株式市場の活性化及び株価の上昇のために証券税制の撤廃を要求します。	個人

題目	意見の詳細	提出者
株式の二重課税調整措置の導入	【配当二重課税の調整措置として法人税を減税】 ○株式の配当等に関する法人税・所得税の二重課税調整の観点から、法人実効税率をアジア諸国並みの25%前後まで引き下げる。 ○具体的には、復興特別法人税の課税終了後(国税としての法人税率が25.5%となった後)、地方法人二税(法人住民税、法人事業税)を廃止し、地方消費税(2%強～4%弱程度)に置き換える。 【当面の措置としての配当の2分の1課税】 ○上記が実現するための当面の措置として、上場株式等の税率が20%に引き上げられる平成26年以降は、配当を1/2課税とする(個人の受取配当のうち1/2を課税対象とする)	個人
教育資金形成支援制度の整備	○子育て世代に対するさらなる支援を図り、家計による長期的な教育資金形成を支援・促進するため、教育資金形成目的で取得・保有する一定額の金融商品の利子等に対し、税制上の優遇措置を講じることを要望する。	団体
相続財産に係る上場株式等の非課税枠の設定	個人投資家の株式市場への参加を促進し、もって日本経済の活性化に資するため、相続財産に係る上場株式等の非課税枠(相続人一人当たり500万円程度)を設ける。	団体
公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」等の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること	公共法人等、公益信託又は加入者保護信託が公社債等の利子について非課税の適用を受けるためには、所得税法第11条第3項に基づき、非課税適用申告書を提出する必要がありますが、その際、公社債等の名称や回号が異なるごとに提出することが必要とされています。 また、公共法人等、金融機関、金融商品取引業者等が国外公社債等の利子について非課税の適用を受けるためには、租税特別措置法第3条の3第6項に基づき、源泉徴収不適用申告書を提出する必要がありますが、同様に、国外公社債等の名称や回号が異なるごとに提出することが必要とされています。 一方、非居住者又は外国法人が租税特別措置法第5条の2及び第5条の3に規定する非課税適用申告書、並びに金融機関又は金融商品取引業者等が同法第8条に規定する源泉徴収不適用申告書については、非課税又は源泉徴収免除の適用を受ける主体が開設する口座単位で提出することとされています。 このため、所得税法第11条第3項及び租税特別措置法第3条の3第6項の非課税適用申告書についても、口座単位で提出するよう制度を統一していただきたい。	団体
高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること	高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること。	団体

題目	意見の詳細	提出者
人口減少・少子化が進み人材育成が一層重要になるなかで、家計による次世代人材育成に必要な資金の確保を後押しするため、高等教育等に係る費用に用途を限定した口座(個人奨学金口座(仮称))での運用益非課税と贈与税基礎控除枠の前倒し利用を可能とすること	高等教育等に係る費用に用途を限定した「個人奨学金口座(仮称)」における金融商品の運用益を非課税とし、受取人が当該口座から資金の引出し等を行う場合、贈与税基礎控除枠(110万円)5年分につき前倒し利用を可能とする措置を講じていただきたい。 個人奨学金口座(仮称)とは以下のようなイメージです。 1. 両親や祖父母などの親族が、受取人として子や孫を指定した「個人奨学金口座」(仮称)へ、資金を拠出します。当該口座は、金融機関・証券会社が提供する専用口座とします。名義は資金提供者であり、複数の金融機関で開設できるものとします。 2. 子や孫が大学へ進学するまで、資金提供者が口座で資金を運用します。 3. 子や孫が大学へ進学する時点で、子や孫本人が個人奨学金口座の資産を引出し、自分名義の口座へ振り替えることができるものとします。 4. 両親や祖父母などの親族が子や孫を指定した口座へ資金を拠出すると、贈与税の対象となる場合もあるが、5年分の贈与税基礎控除枠の前倒し利用が認められるものとします。	団体
源泉徴収義務者の過大な事務負担を軽減するため、利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限について、支払日の属する月の翌月10日から翌月末日にすること	源泉徴収義務者の過大な事務負担を軽減するため、利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限について、支払日の属する月の翌月10日から翌月末日とする措置としていただきたい。また、源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限は、徴収の日の属する年の翌年1月10日から翌年1月末日とする措置を講じていただきたい。	団体
特定受益証券発行信託の外国税額控除について	外国株式等を信託財産とする特定受益証券発行信託、いわゆる日本版預託証券(JDR)について、以下の措置を講じること。 ① 外国源泉税額について、利子割と同様に、配当割についても受益者に対する収益の分配金に係る税額から控除できる調整措置を講じること。 ② 受益者が外国で納付した源泉税額について、支払の取扱者が源泉徴収義務者となった場合においても、受益者に対する収益の分配に係る税額から控除することとし、納付した源泉税の額は当該信託の収益に係る分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する措置を講じること。	団体

題目	意見の詳細	提出者
個人投資家による、市場デリバティブ取引への投資を促進する税制措置の拡充	一般の個人が、資産運用の手段として、より一層の投資を行い得る環境を整備する観点から、上場株式等の譲渡損益との通算対象に市場デリバティブ取引により生じた取引損益を加えることを要望いたします。	個社
金融所得課税の一元化の推進	実務面の課題に十分に配慮しながら、公社債等への損益通算範囲の拡大および損失繰越の容認など、金融所得課税の一元化を推進すること。	団体
金融所得一体課税の範囲と納税システムの導入	【①金融所得一体課税の対象】 ア)金融所得一体課税は、証券取引やデリバティブ取引にとどまらず、預貯金利子、投資信託類似の商品なども含めた幅広い金融商品を対象とする。利付債の償還差損益、外貨建て金融商品の為替差損益、株式や公社債のデフォルト損失、預貯金の預金保険でカバーできないペイオフ損失なども対象に加える。非上場株式も対象に加える。なお、保険商品を対象に加えるかについては別途検討が必要であると思われる。 イ)金融所得の定義を法令で定めつつ、具体的な範囲は政省令を活用し柔軟に定められるようにしておく。 【②一体化に当たり、社会保障・税番号(マイナンバー)を活用し、納税者の申告事務手続き無しに損益通算できるシステムを導入する】 ア)特定口座で取り扱える金融商品の範囲を、一体化の対象となる全ての金融商品に拡大する。さらに、特定口座間の損益通算を確定申告無しで行うことを可能とするために、税務当局が特定口座の損益を、名寄せし通算するシステムを導入する。名寄せ・損益通算は、証券会社・金融機関が提出する特定口座の年間取引報告書に社会保障・税番号(マイナンバー)を記入しておき、年間取引報告書を当該番号で名寄せする方法で行う。 イ)金融所得を所得控除の対象とせず、総合課税の所得とは完全な分離課税とすることにより、個人顧客(納税者)が申告の事務負担を負うことなく、ア)の金融所得の通算システムの計算結果を受けて、源泉税の還付を受けられるようにすることも考えられる。	個人

題目	意見の詳細	提出者
各種金融資産間の課税の実質的権衡の確保等	1. 金融所得課税の一体化を推進するにあたっては、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図り、金融資産間の有利・不利につながることを十分に配慮いただくことを要望する。 2. 金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、実務面から十分な検討を行い、納税者や金融機関の事務負担等に十分配慮した受入可能な実効性のある制度とするとともに、その導入にあたっては、納税者への周知徹底や金融機関におけるシステム対応等に十分な準備期間を設けることを要望する。 3. 社会保障・税に関わる番号制度(マイナンバー制度)については、金融機関の実務負担等に配慮した制度設計・導入スケジュールとすることを要望する。	団体
金融所得課税の一体化の推進等	①金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認める金融所得課税の一体化をさらに推進していくことを要望する。 ②その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、預金等をはじめとする各金融商品の特性を考慮し対象範囲を順次拡大することも想定されることから、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。 ③少額の上場株式等投資のための非課税措置(日本版ISA)は平成26年から3年間の時限付きの措置とされているが、小口の継続的長期投資を通じた個人の金融資産形成を促進する観点から、措置期間の延長または恒久化を要望する。また、取得価額の管理など個人投資家にとって分かりにくい面もあることから、投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすることを要望する。	団体
金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置	1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、申告分離課税を前提として、公社債等、デリバティブ取引及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること 2. 外国市場デリバティブ取引(カバードワラントを含む。)の差金等決済に係る取引損益を申告分離課税とすること 3. 特定口座において上記1. 及び2. に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること (注1)上記1. 及び3. を実施するにあたっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。また、通算可能額に上限を設定するなどの制限を設けないこと。 (注2)公社債等に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債等に係る損益通算については、公社債等の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債等を対象とすること。 (注3)金融商品に係る譲渡所得等の通算範囲については、上場並びに公募及び売出しによる金融商品間に限定することなく非上場並びに私募及び私売出しによるものも対象とすること (注4)非課税主体(非居住者又は外国法人及び金融機関等)が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除(非課税)とすること	団体

題目	意見の詳細	提出者
金融所得課税の一体化の推進等	金融所得課税の一体化を推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金・合同運用信託等を含め、損益通算を幅広く認めること。 納税の仕組み等については、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が対応可能な、実効性の高い制度とすること。	団体
金融所得課税の一元化を図るべき	課税の簡素化・中立化の観点から、区分毎に税率が分かれている金融所得について、多様な金融商品を幅広く捉えて課税方式の均衡化を図るとともに、損益通算の対象範囲を非上場株式等に拡大すべきである。	団体
金融所得という区分を設け、金融に関する所得を一体化させること	デリバティブ(金融派生商品)を活用した金融商品から生じる所得について、どの所得に該当するか不明確なものが多く、平成23年度税制改正における店頭デリバティブ取引等のように個別に規定が設けられたものを除き、とりあえず雑所得であるとするという取扱いが多くなされている。また、国内の割引債と米国のストリップス債のように、同様の性質を持ちながら国内発行と国外発行の金融商品との間で税務上の取扱いが異なる金融商品も存在する。 このような不明確さを解消し、今後新しく開発された金融商品に対する税務上の取扱いを明確化にするためにも、所得税法上の所得区分として金融所得を設けることにより、金融商品の関する所得の取扱いを明確にされたい。	団体
道府県民税の利子割制度を廃止すること	複雑な記帳作業及び交互計算等に係る事務手続の簡素化のため、昭和62年税制改正前の源泉所得税のみの方式に戻し、利子割制度を廃止されたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
包括的な金融所得一体課税と損益通算制度の拡充	①公社債関連所得に係る申告分離課税制度の導入と発行体による源泉徴収義務の免除：仕組債も含めて債券に関する所得分類は、利子所得、雑所得、譲渡所得、非課税所得、譲渡損失をなかったとみなす規定など多岐にわたる複雑な税制になっており、税制の簡素化を行う事。また、申告分離課税を行うことを前提に、発行体による利子の源泉税課税を免除し、個人投資家が保有する公社債を非課税玉として取り扱うことを認めること。これにより、非課税玉中心の公社債市場への個人投資家の参加が可能となる。 ②金融所得一体課税の取引対象の拡充：株式等の譲渡損益と配当所得の損益通算は認められているが、デリバティブ取引、公社債関連所得、外貨建取引から生ずる為替差損益等を金融所得一体課税の対象取引に加えることにより、個人の資金運用に対する課税の簡素化が図られる。 ③租税特別措置法第37条の12の2第2項で規定する上場株式等に、外国の証券業者等を通じて法第37条の11の3第2項に規定する上場株式を譲渡した場合を加えることにより、外国の証券業者等を通じて保有する上場株式の譲渡損益の取扱いを他の上場株式の譲渡と同様に取り扱うことが可能となるよう要望（外国上場株式等の配当で、海外の支払者等から直接支払われ、申告分離課税の適用を受ける場合との取り扱いの整合性が図れる）。 ④公社債の保護預り証券業者等を源泉徴収義務者とみなす規定の創設と源泉分離課税制度の創設：上記①は、公社債関連所得に係る申告分離課税制度の導入要望であるが、公社債関連所得並びに他の金融所得についても株式関連所得と同様、証券業者の特定口座における源泉分離課税制度の導入を要望。 ⑤公社債投資信託と株式投資信託の課税上の取扱いの一本化：外貨建MMFは、公社債投資信託としてMMFの解約については非課税とされるが、一昨年以降の利回り急低下と円高により多額の含み損を有し、当該含み損を実現させても現行所得税法上、なかったものとされるため、含み損を抱えたまま外貨建MMFを保有している投資家の存在が想定される。他方、グローバル・ソブリン・ファンドなどその本質は公社債投資信託であるにもかかわらず、いわゆる株式投資信託として取り扱われ、株式関連所得との損益通算を認めるなど、外貨建MMFと異なる取り扱いがなされている。外貨建MMFのように円貨ベースで元本毀損リスクを有する投資信託を公社債投資信託の定義から除くことにより、株式関連所得との損益通算が認められるよう要望する。	団体
火災保険等の異常危険準備金制度の充実	損害保険会社は、巨大災害による経済的損害を安定的に補償する社会的責務を果たすため、平時より保険料の中から異常危険準備金を積み立て、巨大災害発生時の保険金支払原資の確保に努めています。 巨大災害の発生時に損害保険会社が確実に保険金の支払を行うためにも、毎年の収入保険料からの積立率を引き上げ、十分な準備金残高を確保することは極めて重要であり、このことは万一の災害時の国民および社会経済の安定につながるものと考えます。 平成23年には、東日本大震災、タイの洪水被害にくわえて、台風等への多額な保険金支払が発生したため、異常危険準備金残高が大きく減少しました。 平成24年度には経過措置（2％）の期限が切れることとなりますが、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み立てるためには、経過措置を含む現行の4％の積立率でも十分とはいえない状況にあると認識しています。つきましては、こうした状況に鑑み、積立率を5％に引き上げることを要望します。 くわえて、洗替保証率につきましても、現行の30％では十分とはいえない状況にあると認識していることから、40％への引き上げを要望します。また、積立率に関して、残高率が30％を超える場合には、本則積立率（2％）が適用されることとなっているところ、これについても40％への引き上げを要望します。	団体

題目	意見の詳細	提出者
地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置	地震保険は、その機能を十分に発揮するために、収支残高および運用益のすべてを異常危険準備金として積み立てることが法令で義務付けられています。しかしながら、異常危険準備金としての積立が無税で認められているのは収支残高部分のみであり、運用益部分については、その積立にあたって段階的な課税を受けています。 東日本大震災の発生にともない、保険金支払責任限度額に対して異常危険準備金残高が大きく下回っている現状をふまえれば、地震保険に関わる異常危険準備金残高を早急に充実させ、保険金支払に万全を期す必要があると考えます。 そのためには、現在、地震保険に係る異常危険準備金として積み立てる運用益について、各年度末の責任限度額の割合に応じて決められている段階的課税割合を撤廃し、全額非課税とする税制措置が必要と考えます。	団体
平成24年1月から適用開始された新生命保険料控除制度の安定的な制度としての定着	公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となる中、平成24年1月から適用開始された新生命保険料控除制度について、国民一人ひとりの多様な生活保障ニーズに応え、税制面から支援・促進するため、安定的な制度として定着をはかることを要望します。	団体
死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望します。また、税制の抜本的な改革等の中で、相続税制の見直しがなされた場合において、少なくとも現行の非課税措置における対象範囲および水準を維持することを要望します。	団体

題目	意見の詳細	提出者
保険会社等の異常危険準備金の拡充	保険会社等の異常危険準備金の拡充に向け以下の措置を講じる (1)積立率を現行の4%から5%に引き上げ (2)洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げ (3)本則積立率が適用される残高率も30%から40%に引き上げ	団体
破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置	破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税を非課税措置とすること	団体
法人事業税の現行課税方式の継続	既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	団体
認可特定保険業を行う一般社団・財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)が受けとる利子等の非課税措置	保険業法附則第2条第1項の要件を備えるものとして行政庁の認可を受けた認可特定保険業を行う一般社団法人又は一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)が受け取る認可特定保険業に係る所得税法第174条各号に定める利子等については、所得税を課さないことを要望する。	個社

題目	意見の詳細	提出者
新生命保険料控除制度の定着	平成24年1月から適用が開始された新生命保険料控除制度については、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進するものであることから、安定的な制度として、その定着を図ることを要望します。	団体
生命保険業の法人事業税の現状課税方式維持	平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。しかしながら、これまでのところ、電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種について、「これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額および資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する」といった方向性についての指摘を受けています。一般事業会社について導入された外形基準は「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。	団体
破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化	破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。	団体
保険会社等の異常危険準備金制度の措置の延長	保険会社等の異常危険準備金制度の措置の延長	団体

題目	意見の詳細	提出者
地震保険料控除の対象の拡充について	・所得税法第77条1項が委任するところの同法施行令第213条の本文末尾に、「ただし、単独で加入する保険にかかる保険料又は掛金は除く。」を挿入する。 ・所得税法第77条2項本文に、「単独で加入する契約」を加える。 ・所得税法第77条2項1号に、「少額短期保険業者の締結した少額短期保険」を加える	個社
生命保険料控除の対象契約の拡大(少額短期保険業者と締結した保険契約を追加)	現在、保険会社、日本郵政公社、農業協同組合等と一定の保険契約について契約し、保険料等を支払った場合には、支払保険料等の額に応じて、所得控除制度が設けられている。 しかし、少額短期保険業者と締結した保険契約は生命保険料控除の対象となっていないことから、生命保険料控除の対象契約に少額短期保険業者と締結した保険契約を加えることを要望する。	個社
受取利息・配当等に関する税制改正要望	平成20年の公益法人制度改革による特例民法法人は、所得税法上公益法人等とみなされて、その「受取利息・配当等」は非課税となっています。一方、特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した後に支払を受ける利子等は課税となります。認可特定保険業を営む一般財団等の受け取る利息配当等は非課税としていただきたく要望いたします。	個人

題目	意見の詳細	提出者
特定民間国外債の要件である販売制限規定の明確化	租税特別措置法6条10項1号において、特定民間国外債の要件として引受契約等に規定すべきとされている販売制限の定めについて、同法施行令2条の2第2項に規定する国内における支払の取扱者を通じて民間国外債の利子の交付を受ける居住者又は内国法人に対する販売は禁止する必要があること、ゆえにこれらの者に対する販売を禁止しない定めも租税特別措置法6条10項1号の要件を満たすことを明確化すべきである。	個人
民間国外債の利子等の非課税措置	租税特別措置法第41条の13第3項及び第67条の17第3項において、国内に恒久的施設を有しない非居住者及び外国法人が支払を受ける民間国外債の利子及び発行差金については、所得税及び法人税を課さない旨が規定されています。このうち、発行差金については「その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益」とされていますが、本制度の趣旨を鑑み、非課税の対象金額を発行差金から償還差益（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の取得価額を超える場合におけるその差益）に改正していただくことを要望いたします。	個社
振替社債の利子等の非居住者等に対する非課税措置の恒久化	(1)海外投資家からの資金を社債市場に呼び込むことで、企業の資金調達の円滑化が図られる、(2)海外投資家にとって非課税であることは投資リスクの低減に繋がる、(3)企業の資金調達が円滑化すれば経済が活性化する、(4)海外投資家からの資金調達が困難になる恐れがある	団体

題目	意見の詳細	提出者
国際的な金融取引の円滑化(非居住者等が受け取る振替社債の利子に係る非課税の恒久化)	○国債および地方債と同様、非居住者等が受け取る振替社債の利子等の非課税措置を恒久化すること、少なくとも現行の非課税措置の適用期限(平成25年3月末)を延長することを要望する。	団体
非居住者等が受け取る民間国外債の利子等について、非課税措置の対象範囲を拡充すること。	非居住者等が受け取るわが国企業が海外で発行するイスラム債の配当(利子相当分)について、非課税であることを明確化されたい。	団体
外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間(現行3年間)を延長すること。	外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間(現行3年間)を少なくとも7年に延長されたい。	団体
国際的な金融取引の円滑化(アジア諸国との租税条約締結・改定の推進等)	○アジア諸国との租税条約の締結や改定を引き続き推進することを要望する。 ○租税条約の規定にもとづき利子・配当に対する所得税の軽減・免除を受ける際に提出する「租税条約に関する届出書」の手続を簡素化・合理化することをあわせて要望する。	団体

題目	意見の詳細	提出者
外国投資家が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に金融商品等(商品先物商品を含む。)の売買注文のためのプログラムを設定し自動発注を行う場合、当該サーバ機器等を恒久的施設(Permanent Establishment)としないこと	・現在、外国投資家が国内にあるサーバ等機器にプログラムを設定し自動的に金融商品等(商品先物商品を含む)の売買注文を行う場合、国内に恒久的施設を有することとならないのは当該海外投資家がサーバ等機器を所有又は賃借しないことが前提とされている。 ・しかし、国内に設置されているサーバ等は、自動的に売買注文を発注するプログラムとなっており、国内居住者の判断を要したり、国内居住者による能動的な作業を要するものではない。 ・そこで、非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器について、金融商品等(商品先物商品を含む)を対象に売買注文を行うためのプログラムを設定し、人手を介することなく自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設(Permanent Establishment)としないよう要望する。 ・なお、当団体は、本書において、あえて商品先物商品を金融商品の一部として取り扱っている。当団体会員は、商品先物商品が金融商品の一部として取り扱われるのが世界の潮流であると認識しているし、商品先物業界の当団体会員も、当該税制改正要求に係る問題点について本書における同様の意見を持っていることから、ここにあえて、商品先物商品も含めた上で意見表明をするものである。	個社
過大支払利子税制	過大支払利子税制の対象となる支払利子等から、日本で源泉所得税課税を受けている利子等を除く。また繰越期間を無期限とする、または少なくとも現行の7年以上とする。	個社
国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)	非居住者・外国法人に対する課税は、現行の国内法上、総合主義とされているが、OECDモデル租税条約および日本が締結している租税条約のほとんどにおいて帰属主義を採用していることから、国内法においても帰属主義を採用することとする。	個社

題目	意見の詳細	提出者
非居住者又は外国法人の受け取る振替社債等の利子等及び償還差益に係る非課税措置を恒久化又は延長すること	海外主要国では、公社債の利子等について、非居住者等に対する源泉徴収はほとんど行われていない。この非課税措置は、1984年にアメリカで導入されたことを皮切りにドイツ、フランス等の欧州諸国でも既に導入されている。これは、かかる税が国際的規模で行われる公社債投資の障害となり、資本の自由な流入を阻害すること、非居住者等の利子所得等はその本国において課税されることとなるため、二重課税に伴う煩瑣な外国税額控除の手続き等を解消することが望ましいこと等を考慮したものと考えられる。 一方、我が国では、円滑な流通及び円の国際化の観点から、非居住者等が受け取る振替国債及び振替地方債の利子については非課税措置が講じられているが、他の振替社債等については、非居住者等の受け取る振替社債等の利子には原則として15%の源泉徴収が課されている。この源泉徴収負担による投資採算の悪化のため、非居住者等は依然としてこれら振替社債等に対する投資を敬遠することにならざるを得ない。 これに加えて、流通上の問題もある。我が国では振替社債等の投資につき一定の金融機関等や公共法人等については、その所有期間に対応する利子に対して源泉徴収が免除されるが、このような振替社債等の取引過程に非居住者等が加わると、そのメリットが享受できなくなる。これにより、金融機関等は非居住者等が保有した振替社債等を購入することを避ける傾向にあり、非居住者等からみれば、仮に振替社債等を取得しても、これを適時・適切な価格で売却できないことになり、流通性の観点からも我が国への振替社債等の投資を控えざるを得ない。 平成10年4月には全面改正された外為法が、また同年12月にはいわゆる金融システム改革法が施行され、また、社債等振替法に基づく、一般債（地方債、社債等）の振替決済制度が平成18年1月に開始されるなど、我が国公社債市場の位置付けはグローバル市場の一角として重要性を増すものと考えられるが、その一方で、成長著しいアジア諸国の金融・資本市場の重要性が高まり、我が国金融・資本市場の地位が相対的に低下しているとの指摘もある。 こうしたアジアの金融・資本市場間の競争が激化する中で、我が国の公社債市場の地位を確保し、非居住者等に対する非課税措置により、我が振替社債等への投資を容易にしていくことにより我が国経済の発展に寄与するものとする。 国際資本取引の円滑化及び国内公社債市場の活性化を図るとともに、税制の国際的な動向を考慮し、平成22年に措置された非居住者等の受け取る振替社債等の利子及び償還差益の非課税措置の恒久化又は延長について要望したい。	団体
非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設(Permanent Establishment)としないこと。	現在、外国投資家（非居住者又は外国法人）が国内にあるサーバ等機器にプログラムを設定し自動的に有価証券等の売買注文を行う場合、外国投資家が当該サーバ等機器を所有又は賃借しない場合は、外国投資家は国内に恒久的施設を有しないことにはならない旨が課税庁により確認されていますが、外国投資家が国内で当該サーバ等機器を所有又は賃借する場合の税務上の扱いについては必ずしも明確ではありません。 そこで、外国投資家が国内で当該サーバ等機器を所有又は賃借する場合であっても、当該サーバ等機器が外国投資家の恒久的施設(Permanent Establishment)とならないことを明確化するよう要望いたします。	団体

題目	意見の詳細	提出者
国外財産調書制度の「国外財産」の定義について、その立法目的に則し、有価証券については「国外金融機関又は国外法人等で保有している有価証券」とすること	平成24年度税制改正により措置された「国外財産調書制度」に係る「国外財産」について、発行人の所在地により判定（「外国法人が発行する有価証券」）ではなく「国外金融機関・法人等で保管される有価証券」としていただきたいと存じます。	団体
海外投資家が国内に所有または賃貸するサーバー等機器に対する恒久的施設の取扱いについて	海外投資家にとって取引所にできるだけ近い場所に自動取引プログラムを備えたサーバーを備え付けることによりスピーディな取引の執行を確保することは一般的な取引慣行となっております。スピーディな取引の執行はグローバルな金融取引環境の中で成功を収めるために必要不可欠です。現行の日本の税法上、このようなサーバーは国内における恒久的施設とみなされトレーディング活動が日本において課税の対象となる恐れがあるため、海外投資家は国内にサーバーを所有または賃貸をすることができない状況にあります。 したがって、私どもは海外投資家がこのような自動売買プログラムに基づく有価証券等の売買取引を行うために国内にサーバーを所有または賃貸をすること、または国内にサーバーを処理または保管する能力を有する事実のみを理由として国内において恒久的施設を有するものとみなし、有価証券等の売買取引から生じる所得に対して法人税の申告と納税が求められることがないように税制改正による手当てがなされることを要望いたします。	団体
移転価格税制における推計課税の適用の制限	移転価格税制における推計課税については、関連者間取引を用いて適用しないことをお願いしたい。	団体
振替社債の利子非課税制度の恒久化	非居住者等が受け取る振替制度を利用した社債の利子等に係る非課税措置を恒久化すること。	団体

題目	意見の詳細	提出者
社債的受益権の利益の分配に係る支払調書について、利子等の支払調書に準じた取扱いとすること。	社債的受益権の利益の分配に係る支払調書について、その記載事項や提出不要金額を利子等の支払調書に準じた取扱いとする等の措置を講じられたい。	団体
国際的な金融取引の円滑化（デリバティブ取引の現金担保関係）	○金融機関等が行うデリバティブ取引に係るマスター契約および付随契約（CSA：Credit Support Annex）にもとづき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除することを要望する。	団体
わが国金融機関の国際競争力強化等のため、アジア諸国との間の租税条約の締結・改定を推進等すること。	アジア諸国との租税条約の締結や改定を引き続き推進することとされたい。 なお、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率が本則税率となった場合、租税条約の特典を受けるため海外投資家からの租税条約にもとづく軽減税率適用申請が急増し、株主名簿管理人およびカストディ銀行の事務負担が大きくなることが想定される。したがって、租税条約の規定に基づき利子・配当に対する所得税の軽減・免除を受ける際に提出する「租税条約に関する届出書」の手続を簡素化・合理化することをあわせて措置されたい。	団体
外国法人から我が国の株主への資産の分配に関する課税関係を明確にすること	外国法人から我が国株主への資産の分配に係る課税関係について、明確で実務上対応可能な規定を設けることを検討されたい。	団体
タックスヘイブン対策税制について、外国関係会社の税負担率の計算上、一定の非課税所得に係る取扱いを明確にすること	タックスヘイブン対策税制において、外国関係会社の税負担率を算定する際の所得の金額は、当該外国関係会社の本店所在地国の法人税に関する法令の規定により計算した金額に、当該法令により当該法人税の課税標準に含まれないこととされる金額等を加算した金額と規定されている。 外国関係会社が当該法令の規定により、将来に渡り課税所得に含まれない場合は、非課税所得として分母に加算し、課税の繰延や連結納税類似のグループ損益通算の場合は、加算が不要である旨を法令上明確にされたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
タックスヘイブン対策税制について、適用除外基準に関する法令上の規定を明確にするとともに、関係通達を整備すること	外国で正常な事業を営む法人にまで合算課税の可能性が指摘される昨今の状況にかんがみ、タックスヘイブン対策税制本来の制度趣旨を踏まえながら早急な対応を検討されたい。	団体
外国税額控除について、控除限度超過額等の繰越期間を7年程度に延長すること	昨今の経済状況にかんがみ、外国税額控除限度額の繰越期間を7年程度に延長されたい。	団体
租税条約の濫用防止規定に係る源泉徴収義務者の責任の範囲を明確にすること	租税条約の濫用防止規定の適用に際しての源泉徴収義務者の責任の範囲を国内法において明確にされたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
移転価格税制について、独立企業間価格算定に当たっては、税務当局は公開情報のみに基づいた移転価格によってのみ更正を行うことができることを明確にするとともに、算定に資する情報を開示すること	移転価格税制の執行に当たっては、納税者と税務当局は共通の情報を基礎とすべきであり、税務当局は公開情報のみに基づいて移転価格の算定を行う等の適切な執行が担保されるよう制度の整備をされたい。	団体
国外での組織再編が行われた場合の我が国に在住する株主に係る課税関係の規定を明確にするとともに課税繰延措置の特例を受けられるようにすること	国外における組織再編等に対する課税関係の取扱いについて明確な規定を設けるとともに、特に株主に係る課税関係については特例措置を講じられることも検討されたい。	団体
OECDのAOA・モデル租税条約7条に基づく外国法人資本課税	OECDが推奨するAOA(外国法人支店課税における独立企業原則に基づく資本課税)を採択するにあたり国内税法を整備する際は、銀行業については、その業務や資産の特性に鑑み、例えばBIS(国際決済銀行)規制に規定されるリスク資産を用いて資本課税額を算出するなど、一定の手当を要望します。	団体
海外投資家の国内における株式等の売買発注サーバーに関する恒久的施設の取扱い	海外投資家が所有又は賃借する国内に設置された売買発注サーバーに、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該売買発注サーバーを恒久的施設としないとする手当てを行うことを要望いたします。	団体

題目	意見の詳細	提出者
レベニュー債利子の課税の特例について	平成24年度税制改正において、振替社債等の利子等の非課税制度における非課税の対象外とされる利益連動債の範囲より東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債（地方公共団体が債務保証をしないものに限る）が除外されました。この改正に関しまして、地方公共団体が国内外のより広い投資家層からの資金調達を円滑に行うためには非課税措置の例外とする範囲を震災地域に限定せずに国内の地方公共団体全般とすること、また、平成24年度税制改正では規制されている地方公共団体自体が直接の発行体となり得るような追加的な税制改正が必要であるものと考えます。	団体
外国法人および非居住者に対する課税方式を総合主義から帰属主義へ変更することについて	日本国内に恒久的施設を有する外国法人および非居住者について、その課税方式を総合主義から帰属主義に変更すること。	団体
関連者等に対する純支払利子等の課税の特例に関する更正の請求の範囲の拡大	租税特別措置法第66条の5の2第4項は、「前項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用がある旨を記載した書面及びその計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。」いわゆる当初申告要件がある措置です。平成23年度税制改正において、（イ）インセンティブ措置（例：設備投資に係る特別償却）及び（ロ）利用するかしないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置（例：各種引当金）のいずれにも該当しない措置については「当初申告要件」が廃止されており、当該規定の適用を利用しない場合、不利になることはあっても有利になることはありませんので、平成23年度税制改正において更正の請求の範囲が拡大された際の理由とも合致しておりますので、当該当初申告要件の廃止を要望します。	団体

題目	意見の詳細	提出者
振替社債等の利子等の課税の特例の恒久化要望	振替社債等の利子については、非居住者又は外国法人で一定要件を満たすものが、特定振替機関等又は適格外国仲介者を通じて平成25年3月31日までに発行された特定振替社債等の利子等を受ける場合に当該振替社債等の所有期間に対応する部分の利子等について所得税が課されない特例が認められているが、特定社債等に関する利子の課税の特例は多くの外国法人等が適用を受けており、日本の社債市場の国際化にも貢献していることから、運用の安定を確保するためにも恒久化を要望する。	団体
非居住者等への配当の支払いに関する租税条約の届出の簡素化	上場株式等の配当等に課される源泉所得税に対して租税条約の適用を届出る海外投資家及び支払いの取扱者の事務負担を軽減するため、投資家毎(措置法第9条の3の2に規定される株式数比例配分方式を採用しない場合においては銘柄毎)に作成が必要となる租税条約の届出書の作成事務を軽減し、例えば、米国のQI制度のように海外における支払の取扱者に対する届出をもって租税条約の適用を認める、又は、非居住者債券所得非課税制度のように(株式数比例配分方式の採用の有無に関わらず)国内の口座管理機関の所轄税務署に届出書を提出することをもって租税条約の適用を認めるような手続きの簡素化を図るべきものと考えます。	団体
投資法人及び資産流動化法上の特定目的会社等に対する登録免許税の軽減措置の延長	現在、投資法人及び資産流動化法上の特定目的会社等(以下「ビークル」という。)に対し、不動産取得に際して登録免許税の税率軽減措置(本則2%から1.3%に軽減)が設けられているが、適用期限が平成25年3月31日までとされている。この適用期限の延長を求める。	団体
投資法人及び資産流動化法上の特定目的会社等に対する不動産取得税の軽減措置の延長	現在、投資法人及び資産流動化法上の特定目的会社等の不動産取得に対し、不動産取得税の課税標準が2/5に軽減される措置が設けられているが、適用期限が平成25年3月31日までとされている。この適用期限の延長を求める。	団体

題目	意見の詳細	提出者
投資法人及び資産流動化法上の特定目的会社等の税務と会計との取扱いの差異に基因する二重課税を防止する手法の導入	・投資家がビークルを介して間接的に投資する場合、ビークル段階の課税に加えて投資家段階でも課税(二重課税)されると、直接投資に比べて間接投資の税負担が重くなってしまう。 ・各国の税制でも二重課税を排除し課税の中立性を図るため、直接投資する場合と同じように「1回限り課税」を行うようにしており、二重課税の排除は国際的に共通する導管体としての根本的な機能である。 ・ビークルは、直接投資が困難な投資家による有価証券や不動産等への投資を容易にし、資金需要の高い事業や不動産等への円滑な資金供給を促す役割を担っているが、二重課税の排除という導管体としての根本的な機能が不安定では、ビークルを通じた投資を阻害し、これらの役割を十分に果たすことができない。 ・今後の国際会計基準とのコンバージェンスなどにより、税務と会計との取扱いの差異はますます拡大していくことが見込まれ、また、減損損失の計上事例も出てくるなど税務と会計の差異が生じた場合に二重課税を排除できないという問題は最早看過できない状況となってきた。 ・また、ビークルを介した間接投資について直接投資との課税の中立性を図り、ビークルが本来の役割を果たしていくため、税務と会計の差異による二重課税を排除する必要がある。	団体
投資法人及び資産流動化法上の特定目的会社等が買換特例等により得られる課税繰延の政策効果を高めるための措置の導入	投資法人及び資産流動化法上の特定目的会社等の導管性要件(支払配当を損金算入するための要件)である配当可能利益の90%超を分配するという要件について、買換え特例等により課税繰延が認められる譲渡益を税務上の配当可能利益から控除することを求める。	団体
投資法人の導管性要件における他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上保有規制の撤廃	投資法人は導管性要件により、他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50/100以上に相当する数又は金額の株式又は出資を保有することができない。海外不動産やインフラ等に投資するファンド等を対象とする場合、例外的に規制緩和対象とする措置の導入を求める。	団体
不動産特定共同事業法上の特例事業者(特別目的会社)に対する登録免許税・不動産取得税の軽減措置の導入	不動産特定共同事業法の一部改正案が国会に上程されているが、新制度の利用を税制面でも支援するために、改正法上の特例事業者(特別目的会社。以下、「不特法SPC」。)が取得する不動産に対して課税される登録免許税及び不動産取得税について、軽減措置の導入を求める。	団体

題目	意見の詳細	提出者
不動産証券化を促進するための特例措置の延長	①特定目的会社および投資法人等の不動産を取得する際の不動産取得税の特例措置について適用期限(平成25年3月末)を延長することを要望する。 ②特定目的会社および投資法人等が不動産を取得する際の所有権移転登記に係る登録免許税の特例措置についても適用期限(平成25年3月末)を延長することを要望する。	団体
投資法人等における会計と税務の取扱いの差異により生ずる法人税負担の軽減措置の導入	会計と税務の取扱いの差異により投資法人に税額が生じることが想定される場合において、払い出しを行えば課税所得を減額できる効果的な措置を導入する。たとえば、利益を超える金額の分配のうち、課税所得の額に達するまでの金額は全額みなし配当とする。 特定目的会社等の他の導管体の出資の払い戻し等についても同様の措置とする。	個社
投資法人等の導管性要件における機関投資家の概念の拡大	投資法人等の導管性要件のうち、機関投資家の概念を金融商品取引法上の適格機関投資家概念と同一のものとする。 上記が不可能な場合であっても、機関投資家の要件(租税特別措置法施行規則第22条の18の4第1項第3号イ)から、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出を必要とする要件を除外する。	個社
不動産投資法人等に係る不動産取得税及び登録免許税の軽減措置を延長すること	現在、不動産を主たる投資対象とする投資法人等に課されている不動産取得税について、課税を廃止すること。又は、現行の軽減税率について、不動産を主たる投資対象としている投資法人等の市場規模が一定額以上となるまでの間、延長すること。	団体

題目	意見の詳細	提出者
不動産投資法人等の税務と会計との取扱いの差異に基因する二重課税を調整する措置を講じること	投資法人において、90%超配当要件を満たした分配を行った場合には、現状では残余の未払い収益について法人税が課される制度となっていますが、税務と会計の不一致が生じた場合の二重課税を防止する観点から、これについて例えば要件を満たした分配を行った場合には残余の未払い収益について法人税を課さないこととする等適切に制度を改めていただきたい。	団体
不動産投資法人等において買換え特例等の対象となる譲渡益の内部留保を可能とする措置を講じること	不動産投資法人等において法人税法等で定められている法人の不動産等の特定の資産に係る買換え特例等の対象となる譲渡益の内部留保を可能とする措置を講じること	団体
投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置を講じること	現在、金融審議会投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループで議論されている投資信託・投資法人法制の改正のなかには、制度改正の実効性を確保する観点から税制上の措置が必要となる論点も含まれていると認識しており、これらについて適切に制度整備を行うことが必要です。	団体
投資信託等に係る登録免許税の軽減税率の適用期限(平成25年3月末)を延長すること。	投資信託、投資法人および特定目的会社が、一定の要件を満たす倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした場合の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減税率の適用期限(平成25年3月末)を延長すること。	団体
投資信託等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限(平成25年3月末)を延長すること。	投資信託、投資法人および特定目的会社が、一定の要件を満たす不動産を取得する際の不動産取得税に係る課税標準の特例措置の適用期限(平成25年3月末)を延長すること。	団体
土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減税率の適用期限(平成25年3月末)を延長すること。	個人又は法人が、平成25年3月31日までに土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記を行った場合の登録免許税の軽減税率の適用期限(平成25年3月末)を延長すること。	団体

題目	意見の詳細	提出者
投資法人規約への記載要件の撤廃	投資法人規約に記載することを要件にしている税法上の取り扱いについて、実態に則した要件に代えることで、規約への記載要件を撤廃していただきたい。	個人
組合への現物出資時の課税繰延制度の導入	法人または個人が組合に対して行う現物出資については、一定の要件のもとで課税繰延の措置を講じることとする。	個社
日本版LLC(合同会社)に対するパススルー税制の導入	日本版LLC(合同会社)が、パートナーシップに対する課税と同様のパススルー課税の取扱いを選択できるようにしていただきたい。この制度では、(a)法人または個人がLLCに対して行う現物出資については、課税繰延とすること、(b)LLCの損益はLLCの構成員に直接配分されることから、利益に対する課税はLLCの構成員の段階でのみ行い、LLC自体に対しては行わないこと、(c)パススルー税制が適用されるLLCの持分が株式会社の株式に転換される際には、課税繰延とすること、をお願いしたい。	団体
祖父母等が孫等の教育資金を贈与する目的のために設定した信託について、贈与税の課税繰延など、所要の措置を講じること。	信託の機能を活用し、払い出しを教育資金に限定した信託スキームを使って孫等へ贈与を行った場合について、贈与税の課税を繰り延べる措置を講じられたい。 また、教育格差の縮小といった目的のために、教育機関や奨学金給付を行う団体等へ信託財産の一部の寄附を義務付ける制度とする場合には、当該寄附相当額につき、受益者が自らの教育費用に使った場合と同様、贈与税非課税での払い出しを可能とする措置を講じられたい。	団体
特別障害者扶養信託について、対象となる受益者を一般障害者に拡充するなどの措置を講じること。また、新信託法や現行の信託税制と平仄を合わせる観点から、所要の税制措置を講じること。	特別障害者扶養信託について、他の税制措置と平仄を合わせ、相続税法で定める「一般障害者」を当該制度の対象に加える措置を講じられたい。なお、その際の実課税限度額については、相続税法の障害者控除の例を参考に、一般障害者については、特別障害者の半額とすることが考えられる。 また、特別障害者扶養信託においては、他の障害者のために活用してほしいという理由で、信託終了時の残余財産を、障害者団体や社会福祉施設等へ寄附したいというニーズが聞かれるが、現行では、このような利用を想定した制度とはなっていない。このため、新信託法や現行の信託税制を踏まえて、所要の税制措置を講じられたい。	団体
特定寄附信託(日本版ブランド・ギビング信託)制度について、所要の拡充措置を講じること。	特定寄附信託について、金銭に限らず有価証券や不動産等を信託し、信託内で処分した場合の譲渡益を非課税とする等、寄附を一層促進するため、所要の拡充措置を講じられたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
受益権が質的に分割された信託に係る税制措置	信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じられたい。 なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする こととされたい。	団体
受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと。例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする一定の信託を対象から除外すること。	例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする信託であって、信託設定時に信託受益権の内容が確定している受益者連続型信託については、受益者連続型信託の課税の特例の適用対象から除外されたい。	団体
受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置(租税特別措置法第41条の4の2、同法第67条の12)を適用しないこと。	受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置(租税特別措置法第41条の4の2、同法第67条の12)を適用しないこととされたい。	団体
セキュリティ・トラストによる金融の更なる円滑化のため、抵当権等の信託登記に係る登録免許税を軽減すること。	抵当権等の信託に係る登録免許税の負担を軽減する措置を講じられたい。	団体
公益信託について、公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。	公益信託の制度および税制の検討にあたっては、公益信託の活用・発展が図られるよう、拠出時の寄附金控除および寄附金の損金算入、運用収益の非課税措置等について、公益信託が公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じられたい。	団体
非営利型目的信託について、非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。	各種課税の取扱いについて、非営利型目的信託が非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じられたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
匿名組合を通じた海外からの投資に係る課税上の取扱いを明確にすること	匿名組合は、我が国がパートナーシップと同一の制度を有していないこととあいまって、その代替的機能を果たす海外からの投資手段として、投資ファンド等の組成、ベンチャー投資事業、債権等の小口化、不動産証券化、PFI事業等に広く利用されている。平成21年度税制改正においても、日本国内に事業所等を置く組合を経由して我が国企業に投資する非居住者・外国法人組合員に係るいわゆる1号PE認定及び事業譲渡類似株式の譲渡益課税のルールの整備が進められているところである。商法における匿名組合の規定は、わずか8か条にとどまり、また、それ自体が納税者となることがないことから税法上は規定が設けられておらず、法的規制が非常に少ないことから「自由で使い勝手がいい」という長所がある反面、「税務上の取扱いが不明確で取引の安定性が確保されない」という欠点を抱えているため、匿名組合に関する税制の更なる整備をされたい。	団体
パートナーシップ等の海外の組織体に対する課税上の性格付けを明確にすること	パートナーシップ等の我が国に制度のない海外の組織体を通じて内国法人・居住者が投資を行った場合、又はそのような組織体が我が国に投資を行った場合の課税上の取扱いが明確化されていないために、対内外の投資活動が制約されることがある。 したがって、これらの組織体の課税上の性格付けを明らかにし、特にパス・スルー課税とする場合と、組織体自体に課税する場合の区分基準を明確にされたい。 また、我が国企業がこれらの組織体(パートナーシップ等)を通じて外国法人を保有している場合に、外国税額控除、外国子会社配当益金不算入制度、タックスヘイブン対策税制を適用する上での子会社又は孫会社以下の判定基準を明示されたい。	団体
特別法人税の撤廃	公的年金制度を補完する企業年金制度(確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度)および確定拠出年金制度等の積立金にかかる特別法人税を撤廃することを要望します。	団体
企業型確定拠出年金制度における退職時脱退一時金の支給要件緩和	企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和することを要望します。	団体
確定拠出年金に係る税制上の措置	確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること	団体

題目	意見の詳細	提出者
確定拠出年金税制の見直し	①確定拠出年金について、運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃するほか、拠出限度額の引上げを要望する。 ②個人型確定拠出年金の加入対象者を、確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金は実施していない企業の従業員まで拡大すること等、確定拠出年金の対象者を拡充するほか、平成24年1月から開始された企業型確定拠出年金のマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件の緩和をあわせて要望する。	団体
確定拠出年金制度に係る税制措置	1. 拠出限度額の水準を引き上げること 2. 加入対象者を拡大すること 3. 困窮時に加入者の個人勘定資産を一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること 4. 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること	団体
特別法人税の撤廃	(1)公的年金の補完、国民の老後生活の維持・安定という社会的要請に对应していくため、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃する措置を講じられたい。 (2)併せて、勤労者の安定した生活を確保するために勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金の積立金に係る特別法人税についても撤廃する措置を講じられたい。	団体
確定給付企業年金における従業員拠出についての掛金所得控除制度を創設すること	企業の拠出に加えて、自助努力によっても当該減少分を補う給付額が確保できるよう、確定給付企業年金における従業員拠出掛金についての所得控除制度を設ける措置を講じられたい。	団体
確定拠出年金における従業員拠出の拡充および拠出限度額の引上げ	(1)平成23年通常国会において成立した「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」の規定による改正後の確定拠出年金法には従業員拠出を可能とする「マッチング拠出」が盛り込まれた。しかしながら従業員拠出は、事業主拠出と合わせて拠出限度額の内枠、かつ、事業主拠出額を超えない範囲内での拠出しか認められておらず、また、拠出限度額についても平成22年1月の引上げ時のままであるため、制度内容により従業員拠出額が少額となる場合もある。 (2)従って、確定拠出年金における従業員拠出については、事業主拠出の外枠での拠出を可能とすることや拠出限度額の引き上げ等の措置を講じられたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
過去勤務債務に係る事業主掛金についての一層の弾力的な取扱いの容認	(1)確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の償却について、制度の財政状況及び事業主の負担能力に応じた弾力的な償却を可能とする措置を講ぜられたい。そのため、例えば、以下の措置を講じられたい。 ・過去勤務債務の一括償却の導入 ・過去勤務債務の弾力償却幅の拡大 ・過去勤務債務の定率償却による弾力償却の導入 (2)また、確定給付企業年金および厚生年金基金における非継続基準に係る積立不足に伴う特例掛金の決算日翌年度の掛金に対して追加拠出を可能とする措置を講じられたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
基金型DBにおける予算に基づく特例掛金の拠出、及び規約型DBにおいて同様の拠出を可能とすること	(1)毎事業年度の予算を策定している基金型確定給付企業年金では、厚生年金基金同様、事業年度毎に予算に基づく特例掛金の拠出を可能とする措置を講じられたい。 (2)規約型確定給付企業年金は、予算を策定していないが、予算という形でなくとも、確定給付企業年金法施行規則第44条「次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額」と同様の計算を行うことで、1年間の不足見込み額の算出は可能であることから、規約型確定給付企業年金についても、同様の特例掛金の拠出を可能とする措置を講じられたい。 (3)なお、現在、掛金を変更する場合（加入者負担掛金に関する事項を除く）については、厚生労働省への届出事項とされているが、当該特例掛金については認可事項とすれば、恣意的な掛金の拠出を、防止できると考えられる。	団体
退職一時金制度から確定拠出年金への一括資産移換	退職一時金制度を減額もしくは廃止することにより企業型確定拠出年金を導入する場合においては、受給権保護のための積立金早期充実および加入者の運用機会逸失の回避の観点から、一括で資産移換を行うことを可能とする措置を講じられたい。	団体
確定給付企業年金および確定拠出年金における遺族給付の相続税非課税化	遺族の生活の安定を図り、課税の不公平を解消し年金制度の選択を可能にする観点から、確定給付企業年金および確定拠出年金における遺族給付（遺族年金、遺族一時金および死亡一時金）について、厚生年金基金と同様に相続税を非課税とする措置を講じられたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
特別法人税の撤廃	公的年金制度を補完する企業年金制度(確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度)および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望します。また、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望します。	団体
確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等の柔軟な取扱い	確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等に対する事業主掛金等について、以下のとおり、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いを可能とすることを要望します。 ①確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の一括償却等の導入 ②基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入 ③確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の柔軟化	団体
企業型確定拠出年金制度における退職金の脱退一時金に係る支給要件の緩和	企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額に関わらず支給可能とすべく支給要件の緩和を要望します。	団体
過払利息返還に係る法人税の繰戻還付	貸金業者は、昭和58年施行の「貸金業の規制等に関する法律」に基づき営業を行い、利息については、同法43条の規定により、益金としてそれぞれ受取年度において収益計上し、各年度の決算に応じて納税を行ってきた。 しかしながら、平成18年1月の最高裁判所の判決以降、過去に収益として計上した利息に対する返還請求が急増している。 については、過払利息返還に係る損失分について、民法上の時効である10年を限度として課税された過年度の法人税額を還付していただきたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
破産債権の取扱いの見直し	個人の債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計上は全額損金に計上している。税務上は、形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっているため、早期に損金算入することが困難な状況になっている。 このような実態を踏まえ、会計実務と税務上の差異を解消して手続きの整合性を取るため、貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。	団体
「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の消費者ローンへの適用	「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」は売掛債権にのみ認められ、金銭債権には認められていない。しかし、いわゆる消費者ローンによる金銭債権はほとんどが小口で無担保無保証であり、売掛債権と同様の性質が考えられる。 については、当該制度の形式基準を消費者ローンに対しても認めていただきたい。	団体
欠損金の繰越控除制度の見直しと繰戻還付期間の延長	欠損金の繰越控除制度は、期間が7年から9年に延長された一方で、控除限度額が80%に制限された。当該制限により実質上赤字法人へも課税され、財務要因の悪化につながる。 赤字法人の経営体力回復と企業経営の長期安定化に資するため、繰入限度額を100%に戻し、繰越期間については欧米並みに延長していただきたい。 また、繰戻還付については、期間が1年と短いため、少なくとも2年に延長していただきたい。	団体
受取配当等の二重課税の排除	平成14年度税制改定において、受取配当等の益金不算入制度が縮減されましたが、そもそも株式などの配当は、課税後の利益から生じるものであり、さらにその配当金を受け取った法人において課税された場合は「二重課税」となることから、法人の受取配当等の益金不算入制度が設けられています。 しかしながら、同改正により益金不算入割合が80%から50%に縮減されたことは、二重課税の問題をさらに拡大するものであり、税理論においても不整合であるほか、縮減自体が連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして行われたものであるなど、問題点も多く見られると考えています。 また、同改正の結果として、株式を保有する企業にとっては課税強化となることから、株式保有のインセンティブが薄れるほか、株式市場活性化の流れにもマイナスの影響を与えているものと認識しています。 つきましては、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に関わる益金不算入割合について、現行の50%から100%への引き上げが必要であると考えます。	団体

題目	意見の詳細	提出者
金銭債権の貸倒確定時期の前倒し計上及び法令化	金銭債権の貸倒れ確定時期を弾力化するとともに法令で規定すること。	団体
受取配当等の二重課税の排除	受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること(50%→100%)	団体
貸倒れに係る無税償却・引当基準の見直し等	①法人税法施行令第96条第1項第3号で規定する法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合(現行:50%)を引き上げるなど、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大していただきたい。 ②欠損金の繰越期間(現行9年)を少なくとも10年に延長し、欠損金の繰戻還付制度の繰戻期間(現行1年)を少なくとも2年に延長していただきたい。	団体
受取配当等は、全額益金不算入とすること。	連結納税制度の創設に伴う税收減の財源措置として、連結法人株式等及び関連法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。 この益金不算入割合を100%に引き上げるべきである。	団体

題目	意見の詳細	提出者
貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充	①法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。 ②欠損金の繰越控除の制限（現行、繰越控除前の所得金額の80%相当額）を撤廃するとともに、繰越期間を少なくとも10年に延長することのほか、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間を少なくとも2年に延長することを要望する。なお、この場合、既存の繰越欠損金についても繰越期間延長の対象とするともに、合併法人の欠損金を被合併法人にも繰り戻して還付できるようにすることのほか、償却・引当の範囲拡大は本措置とあわせて措置することを要望する。 ③電子債権記録機関が取扱う電子記録債権について、手形交換所における不渡処分制度の取引停止処分と同等の処分が発生した場合には、当該電子記録債権の税法上の取扱いが手形と比較して劣後することとならないよう、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入を認めることを要望する。	団体
貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直し及び欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充	○ 法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引上げるなど、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大することを要望する。 ○ 繰越期間を少なくとも10年に延長し、繰戻還付制度の繰戻期間を少なくとも2年に延長すること。	団体
貸倒れにかかる税務上の償却・引当の範囲拡大	法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権にかかる貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れにかかる税務上の償却・引当の範囲を拡大する。	個社
日本版ESOPの受益者が、当該日本版ESOPに係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること	日本版ESOPの受益者が、当該日本版ESOPに係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること	団体

題目	意見の詳細	提出者
欠損金繰越期間の延長	日本では現在9年間しか欠損金の繰越が認められていないが、英仏独やシンガポール、香港などは無期限の欠損金繰越を認めており、米国でも20年間の欠損金繰越が可能であることから、日本の欠損金繰越期間についてもグローバル・スタンダードに合わせて延長いただきたい。	団体
受取配当金を全額益金不算入とすること	昭和63年12月の税制抜本改革において、内国法人から受ける特定株式等（現在の関係法人株式等に相当）以外の株式等に係る配当について、益金不算入割合がそれまでの100%から80%に変更された。さらに、平成14年度の税制改正において、連結法人株式等（注1）及び関係法人株式等以外の株式等に係る配当等の益金不算入割合が80%から50%に変更されている。 法人が所有する株式等に係る受取配当等については、既に利益の配当等を行う法人において法人税が課税されており、同一所得に対する二重課税の範囲が拡大されたこととなっているので、益金不算入割合を従来の100%に戻されたい。また、特定利子（注2）の負債利子控除についても復活させることを検討されたい。 （注1）平成22年度において、「完全子法人株式等」へ改正されている。 （注2）特定利子とは、社債の利子、返済期間が3年以上の長期借入金にかかる利子、手形の割引料などのことで、株式等の取得以外で支払う利子であることから、平成14年度税制改正までは受取配当金から控除される負債利子の範囲から除かれていた。	団体
控除対象外の消費税負担を軽減するための措置等	少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化をふまえ、消費税率の引き上げを含む社会保障と税の一体改革に関する国民的議論が行われています。 損害保険事業は、非課税である保険料が売り上げの大半を占めていることから、代理店手数料や物件費などに課されている消費税の大半について仕入れ税額控除とすることができず、損害保険会社の負担となっています。 控除できない消費税負担については、損害保険料に転嫁せざるを得なくなります。特に、一般事業者が損害保険に加入する場合、消費税等が転嫁された損害保険料が一般事業会社の原価となるため、税の累積の問題が生じます。 したがって、これらの弊害を減少させ、損害保険が国民生活の基盤であり続けるためには、控除対象外の仕入税額負担を軽減させることが必要であり、例えば、次のような措置が必要であると考えます。 ・完全支配関係にある会社からの仕入に係る消費税等については、全額仕入税額控除の対象とすること ・損害保険事業の特性として、原価が売上の後に確定するため、消費税率が引き上げられる際に、原価に織り込まれていない消費税相当額について負担軽減を認める経過措置を講じること	団体

題目	意見の詳細	提出者
消費税に係る連結納税制度の導入および仕入税額控除の見直し	①消費税に関する連結納税制度の導入、およびその場合のグループ内取引に関する消費税不課税制度を導入すること。 ②損害保険を含む金融サービスを主たる売り上げとする業者について、一定の仕入消費税の税額控除の措置を講じること。	団体
控除対象外の消費税負担を軽減するための措置	代理店手数料や完全支配関係にあるグループ会社への委託料等に係る消費税を一定の割合で控除するなど、控除対象外の消費税負担を軽減するための措置を講じること。	団体
消費税率引き上げにあたっての経過措置	消費税率引き上げの際には、保険料に織り込まれていない消費税相当額の負担軽減を認める経過措置を講じること	団体

題目	意見の詳細	提出者
消費税制の見直しについて	日本の消費税制度を、OECDやIMFに代表される国際機関が定義し、英国、ドイツ、フランスなどの主要国が導入しているグローバル・ベストプラクティスに整合するように法改正する。この措置は、日本の国内金融市場の競争力強化に向けた取組みに大きく寄与するものである。 特に、第三者代理店を通じた金融商品の販売において中立性を確保するために、また金融サービス会社が完全子会社である場合にグループ課税制度を導入すべく、日本の消費税法および関連規制を改正すべきである。 現在の日本の消費税法系は、大部分において付加価値税（VAT）のグローバル・ベストプラクティスと整合しているものの、グローバル金融センターとしての東京の競争力に直接影響を与えるような重要な分野においては、必ずしも整合していない。 例えば、グローバル・ベストプラクティスでは、VAT税制下においては、市場の機能を促進するうえで非常に重要であることから、中立性の原則の遵守が求められているが、日本では第三者代理店を通じて特定の金融商品を販売する場合に適用される税制は、中立性の原則に反するものとなっている。具体的には、金融商品は消費税が非課税であるにもかかわらず、日本では金融機関と独立した代理店との間で行われる取引に対して消費税を課している。第三者である代理店が販売する保険商品に対する手数料支払が消費税の課税対象になるのがその一例である。 税制は、企業が資源の投入や流通方式などの業務体制を構築する際に、その影響を受けることがないような制度設計とすべきであるが、上述の例では、独立した代理店を販売チャネルとして選択した金融機関が不利な状態となり、これは憂慮すべき事態である。なお、独立した代理店は、外国企業をはじめとする新たな市場参加者が足場を固めるために選択する流通チャネルになる場合が多く、金融市場での活発な競争を促す観点からも、活気に満ちた、独立した販売チャネルの存在は必要不可欠である。 さらに、日本における金融コングロマリットの扱いもVAT税制の中立性の原則に整合していない。すなわち、日本の消費税制度においては、財務的あるいは組織的に関連のある法人で構成されるグループ企業を一つの課税対象企業とみなし、グループ企業間の取引を非課税とするVATグループ課税の仕組みが認められていない。このように、日本の消費税制度にはグループ課税の仕組みが備わっていないため、グループ企業間取引に課税される消費税を回避する行動をとるインセンティブが生じる。例えば、同一グループの企業にアウトソースした方が効率的な場合でも、課税を避けるために自社内で処理するケースもある。一方	団体
事業再生・継続を後押しする税制措置の拡充	(1) 過年度処理における損金算入の要件緩和を (2) 私財提供等があった場合の損金算入の要件緩和 (3) 事業再生における減損会計適用要件の緩和を (4) 産活法に基づく「第二会社方式」による認定企業の固定資産税の負担軽減を (5) 事業再生税制における一定の私的整理要件の緩和	団体

題目	意見の詳細	提出者
印紙税制度の見直しによる負担軽減	印紙税制度に関しては、電子取引の増大等経済事情の変化を踏まえると、現行の経済システムにそぐわない制度となってきた。貸金業界特有の事情としては、昨今電子取引が一般化する中で、法令で発行が義務付けられた文書への課税があり、他の法令が適用される消費者契約に係る課税との不公平感や過度の負担感のある制度となっている。このような制度上の問題を解決するため、印紙税制度を抜本的に見直し、税負担の公平性を期していただきたい。	団体
登録免許税の負担軽減・簡素化	登録免許税は手数料的な性格であることを踏まえ、有担保貸付時に資金需要者に負担のかかる抵当権等の設定登記をはじめとする、登録免許税の税率を低額の定額税率とする等、軽減・簡素化していただきたい。	団体
住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等	住宅取得、住生活の安定確保及び向上をさらに進めるため、資金需要者の負担軽減が図られるよう、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化を図っていただきたい。	団体
地方税の申告・納税等の事務の簡素化	地方税の申告・納税にあたっては、各地方自治体により様式が異なり、一元化した事務を行うことが出来ない。また、個別に申告・納税しなければならないなど、複数の都道府県に事務所を設置している企業にとっては非常に大きな事務負担となっている。このようなことから、これを一元化して、効率化していただきたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
外形標準課税制度の見直し	外形標準課税制度は赤字法人にも課税されるばかりでなく、課税標準が多岐にわたって細かく規定され、申告等の事務手続きにおいて、全国規模で事業所を有する法人には多大な負担がかかっている。 近年の厳しい経済情勢のもとでは、このような多大な事務負担は法人の経営そのものにもかかわってくることから、従来の所得に対する課税に戻すなど、当該税制度の見直しを図っていただきたい。	団体
小規模事業者の消費税納税義務の見直しと消費税額の適正な価格転嫁を担保する措置を講ずること。	現行の納税義務免除制度では、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」の事前提出を行わなければならない、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、小規模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「申告不要制度」）、もしくは、課税期間の納付すべき消費税額より一定金額を基礎税額として控除し、納付すべき税額が基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「基礎税額控除制度」）を創設すべきである。 消費税率が引き上げられる場合、中小企業者が消費税増税分に関して、取引価額に転嫁できない場合には、増税分の利益が減少する。取引の相手が優越的地位に基づき、仕入代金の減額、買い叩き、購入強制などを行ったときは、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法等の法令に違反することを周知し、中小企業者が消費税増税分を取引価格に適正に転嫁できるよう、関係行政機関への相談・研修・広報による公正性を期待する。	団体
社会保障と税制の一体改革については、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行っていくこと。また、所得把握のために必要な番号制度については第三者機関によりセキュリティ・チェックを厳格に行い、適切な運用が行われるよう制度設計をすること。	わが国では、雇用・医療・年金等それぞれがばらばらに制度設計され、その結果税制や社会保障制度を通じて効率的な再配分が行われず、所得の再分配機能が低下しており、それ故に社会保障・税一体改革が必要となってくる。厳しい財政状況のもとで税制が社会保障の一部を補完していく手法として、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行い、国民生活を保障していく必要がある。また一体改革の帰結として歳入庁の創設の検討することは、事務の効率化、未納・不正受給の防止に役立つ可能性がある。 給付付き税額控除の導入のためには番号制の導入が必要となるが、どのような取引（情報）を対象とすれば不正受給が減り、税収が増えるかは慎重に検討すべきである。 また、対象範囲や対象金額を検討するうえで、中小事業者の事務負担が過度にならないように考慮すべきことも忘れてはならない。更にプライバシー保護をはじめ国民の不安を払拭するには、第三者機関の設置が重要である。この第三者機関には、情報漏洩等の被害を防ぐためにセキュリティをチェックし、番号制度の不適切な利用・運用に対して適切な対応ができるなど一定の権限を持たせるべきである。	団体
財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の非課税限度額拡充	財形住宅貯蓄の非課税限度額の1,000万円への引き上げおよび財形年金貯蓄の非課税限度額を同様の基準で引き上げることを要望します。	団体

題目	意見の詳細	提出者
所得控除全体の見直しと、人的控除部分の給付付き税額控除	所得控除全体の見直しを行い、その中でも人的控除については、給付付き税額控除制度等へ移行すること。	団体
土地建物等の譲渡所得を総合課税に変更、これらの所得による損失の損益通算及び翌期繰越	土地建物等の譲渡所得に対する課税は、分離課税から総合課税に変更し、これらの所得の金額の計算上生じた損失の金額は損益通算および翌年以降の繰越しを認めること。	団体
役員給与の損金不算入規定の見直し	役員給与の損金不算入規定を見直しすること。	団体
清算所得課税を復活すること	清算所得課税を復活すること。	団体
納税義務免除の制度を廃止すること	基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に対応した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。	団体
簡易課税の取りやめは届出書の提出期より認める	簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。	団体
納付困難要件の判定に係る財産の範囲の見直し	金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。	団体
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を見直しすること	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、雇用が8割を下回った場合に納税猶予税額の全額の期限が確定するのではなく、下回った割合に応じた納税猶予税額のための期限が確定する制度とすべきである。	団体

題目	意見の詳細	提出者
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を見直すこと	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、資産保有型会社の判定時期を現行の期間判定から、年に一度設定される報告基準日において判定する制度に改めるべきである。	団体
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を見直すこと	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、贈与税の納税猶予の適用があった場合に、贈与者の存命中に受贈者が対象株式を次世代等へ生前贈与した場合にも、先の贈与より一定期間経過後かつ次世代等が贈与税の納税猶予の適用を受けることなどの条件のもと、先の贈与税額の猶予税額を免除すべきである。	団体
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を見直すこと	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、贈与税における役員退任要件について、贈与後一定期間内に贈与者が役員を退任しなければならないと改めるべきである。	団体
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を見直すこと	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、資産保有型会社の判定における割合算定方法を見直すべきである。	団体
印紙税の廃止	印紙税を廃止すること。	団体
個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準と所得税の基礎控除を統一すること	個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準と所得税の基礎控除を統一すること。	団体
国税通則法第1条に税務行政の公正の確保と透明性の向上等に関し文言追加	国税通則法第1条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。	団体

題目	意見の詳細	提出者
国税不服審査制度の抜本的見直し	国税不服審査制度を抜本的に見直しすること。	団体
完全子法人株式等に係る配当について源泉徴収の廃止	完全子法人株式等(配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人の株式等)に係る配当については全額益金不算入である一方、配当金を支払う子法人には依然として源泉徴収義務が課されており、一旦、税務署に所得税額を納付しなければならない。当該所得税額は、配当を受ける親法人において法人税額から控除されるため、最終的には当該所得税額の負担はなくなるが、親法人・子法人に対し、多大な金利負担・事務負担を課すものとなっている。単体納税、連結納税を含め、100%グループ会社間の資金の移動をより円滑化し、また、企業の資金運用の効率化を図り、もってグループ経営の競争力強化等を図るためには、単に配当が益金不算入であるだけでは不十分であり、所得税の源泉徴収を廃止する必要がある。	団体
完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止	完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること。	団体
税制に関する災害基本法を制定すること。	過去の経験を踏まえ、災害の予防、応急対策及び災害復旧の各段階における基本的な税制上の支援措置を体系的に明確にすべきである。	団体
青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。	青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。 また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。特に、大震災による雑損失については、特別な配慮が必要である。	団体
退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めること。	労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている法人については、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めるべきである。	団体

題目	意見の詳細	提出者
中小企業者の定義を統一するとともに、中小企業に係る優遇措置の適用対象企業についても見直すこと。	税制上優遇する中小企業者の定義を統一するとともに、担税力が弱いとは必ずしも認められない企業をその中小企業者から除外するような措置が必要である	団体
マイナンバー(社会保障・税番号制度)は当面、社会保障分野と税務分野の限定的な利用とすること。	マイナンバー制度における電子申告の位置付けを検討すべきである。 利用範囲については、当分の間、社会保障分野と税務分野の限定的な利用とすべきである。 法人番号については、情報の保護等を目的とする第三者機関の設置や自社情報が確認できる法人ポータル の検討が必要である。 マイナンバー制度は、わが国の租税申告の理念である申告納税制度を補完すべきものとして活用すべきである。	団体
社会保障・税に関わる番号制度(マイナンバー制度)	①マイナンバー制度の導入に当たって、税制の見直しを含む具体的な制度設計や実務の詳細な検討を行う際は、関係者である金融機関との事前協議を行い、十分な準備期間の設定等を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることを要望する。 ②マイナンバー法案では、制度導入当初のマイナンバー制度の利用範囲を税分野等の行政手続に限定することとされているが、利用者と金融機関との双方の利便性向上に資するかたちで、民間分野においても幅広く活用されることが期待される。 ③社会保障と税の一体改革等の議論において、税制全体の抜本改革を検討するに当たっては、消費税の仕入税額控除のあり方等の見直しを含め、適切な税制の構築を検討することが必要である。	団体
住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等	①住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を図ることを要望する。 ②東日本大震災からの復興および省エネルギー性が優れた住宅の取得促進を図るため、住宅金融支援機構の「【フラット35】S」の金利優遇措置に代えて、民間金融機関の住宅ローンであるか「【フラット35】S」であるかを問わず、省エネルギー性が優れた住宅の取得を目的とするすべての住宅ローンを対象として、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度を拡充することを要望する。	団体
印紙税の軽減・簡素化	○ 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう軽減・簡素化することを要望する。	団体

題目	意見の詳細	提出者
登録免許税の軽減・簡素化	○登録免許税は手数料的な性格を持つことを踏まえ、担保権の信託における抵当権等の信託登記をはじめ、登録免許税の税率を低額の定額税率とする等、軽減・簡素化することを要望する。	団体
公益法人関係税制の整備	○旧制度における公益法人等が一般社団法人・一般財団法人に移行する場合、これらの図書館、博物館等の施設に対する平成26年度分以降の固定資産税等については、収入規模に関わりなく非課税とする等、適切な措置を講じることを要望する。	団体
	適時記帳の要件(適時に、正確な会計帳簿を作成)が商法及び会社法に規定されたことを受け、所得税法及び法人税法にも適時記帳の規定を設ける。併せて、帳簿の信頼性を高めるために、ドイツ国税通則法146条4項に倣い、痕跡を残さずに帳簿を遡及訂正することを禁じる。	団体
社会保障・税に係わる番号制度	プライバシー保護に留意しながら、社会保障・税に関わる番号制度を採用すべきである。これにより、所得・資産課税の適正化、税務行政の効率化を図り、併せて電子申告、e-コマース、預金等にも対処し、また、外国人労働者の完全把握等にも資することになり、課税の公平を期することができると考える。	団体
マイナンバー制度導入にかかる負担軽減	行政手続における特定の個人を識別するための番号(マイナンバー)制度については、JA等の実務負担等に配慮した制度設計・導入スケジュールとすること	個社

題目	意見の詳細	提出者
社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置	金融商品取引業者等が「番号」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること。 (注)社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること。 現行税法における告知では、顧客は金融商品取引業者等に対し住所、氏名等の告知を行うとともに、本人確認書類の提示等を行うこととされていますが、告知及び本人確認書類の提示を受けた金融商品取引業者等は、告知内容と本人確認書類の照合及び確認を行うこととされています。 政府では、社会保障・税に関わる番号制度が導入後、当該番号による本人確認情報を住基ネットを活用し、情報保有機関が保有する本人確認情報との同期化も想定しております。 このため、告知の場面では、顧客が金融商品取引業者に自らの「番号」を告知した後、当該金融商品取引業者等により「番号」に基づき当該顧客の本人確認情報を照合及び確認する仕組みが構築されることにより、当該顧客の本人確認書類の提示が不要となり、行政機関だけではなく顧客及び金融商品取引業者双方にもメリットとなるため、要望いたします。	団体
法人税率の更なる引下げ	日本の法人実効税率は依然として世界でもっとも高い水準にある。日本企業の国際競争力を高め、投資先としての日本の立地競争力を高めるためにも、グローバル・スタンダードにあわせて税率を引き下げてください。	団体
役員報酬の全額損金算入	現行制度では非常に限定的な場合を除き原則役員報酬の損金算入が認められていないため、過大な租税負担が企業に求められている。役員報酬は事業遂行上の必要経費であり、損金不算入制度は企業の国際競争力阻害の一因となっている以上、速やかに役員報酬損金不算入制度を撤廃していただきたい。	団体
対日直接投資促進のための税制インセンティブ措置	日本に進出する外国の企業にとって、日本は法人税率が高いことに加え、韓国やシンガポールのように企業誘致のための税制インセンティブが存在しないため、日本で活動する魅力が極度に薄れている。2011年度税制改正で国際戦略総合特区制度に対する優遇税制が導入されたが、法人税負担、個人所得税負担を減少させる更なる税制インセンティブの創設や、税制に関する一層の透明性の確保を要望する。	団体
株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。	株式の信託を利用した事業承継について、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予制度の適用対象とすることとされたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
マイナンバー制度については、金融機関の実務負担等に配慮した制度設計・導入スケジュールとすること。	マイナンバー制度の導入に当たって、税制の見直しを含む具体的な制度設計や実務の詳細な検討を行う際は、関係者である金融機関との事前協議を行い、十分な準備期間の設定等を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることとされたい。	団体
住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化等を図ること。	住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を図ることとされたい。 なお、東日本大震災からの復興および省エネルギー性が優れた住宅の取得促進を図るため、住宅金融支援機構の「【フラット35】S」の金利優遇措置に代えて、民間金融機関の住宅ローンであるか「【フラット35】S」であるかを問わず、省エネルギー性が優れた住宅の取得を目的とするすべての住宅ローンを対象として、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度を拡充することをあわせて措置されたい。	団体
印紙税の軽減・簡素化	印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化されたい。	団体
不動産関連税制の総合的見直し	以下の不動産関連税制の総合的見直しを図ることを要望します。 ①地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ ②不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減 ③特定資産の買換特例の拡充 ④不動産流動化に係る不動産取得税の廃止および登録免許税特例措置の恒久化 ⑤固定資産税課税事務の簡素化 ⑥固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化	団体
マイナンバー制度に関する制度設計の適切な実施	マイナンバー制度について、平成27年1月以降の利用開始等にあたり、適切に制度設計がなされることを要望します。	団体
国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件の緩和	国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件を緩和することを要望します。	団体

題目	意見の詳細	提出者
社会保障と税の共通番号(マイナンバー)は社会的インフラとして早期導入を	わが国では、マイナンバーが存在しないため、複数機関で管理されている個人情報の名寄せや共有化が難しく、行政効率化の足枷となっている。適正な社会保障政策の実施や行政効率化に資する社会的なインフラとして、マイナンバーは早期に導入する必要がある。 消費税引上げに伴う低所得者対策や、社会保障給付の重点化を行うためには、事務負担・コスト等を考慮しつつ、株式や債券、投資信託等の配当所得および譲渡所得等や、不動産所得を把握できる仕組みとすることが必要である。	団体
ベンチャー企業への投資促進の拡充(法人版エンジェル税制の導入等)	ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度を創設するとともに、個人投資家においては、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算の実現を図るべきである。	団体
逆進性及び中小事業者の経営状況に十分配慮し、消費税に税収ウエイトを移行すること	所得課税に依存した現在の税收構造の根本的な見直しは不可避であるため、今後は広く国民全体で社会保障等の制度を支える安定財源として、消費税に税収ウエイトを移行されたい。その場合、まず社会保障のあるべき制度を検討した上で消費税率の引上げ幅を検討するのか、あるいは、日本経済の体力を十分に考慮し、事業者による消費税の価格への転嫁の観点等を踏まえ、どこまで消費税率が引き上げられるのかを検討した上で社会保障制度の設計をするのか、国民に対し複数の選択肢を提示する必要がある。	団体
会計基準の国際的統一化に対応し、損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方を弾力的に見直すこと	我が国の損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方が会計基準の国際的統一化によって、大きな転換点に立っているものと考えられる。今後は上場企業に適用される会計基準や法制度を巡る論議を注視した上で、損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方を弾力的に見直されたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
賞与引当金及び退職給付引当金を税務上も認めること	平成10年度税制改正により賞与引当金が、また、平成14年度税制改正により退職給与引当金が、それぞれ財源確保を理由に税務上廃止されている。しかしながら、企業会計においては、賞与引当金及び退職給付引当金を計上することとされており、法人税法上の課税所得と会計上の利益が乖離しているため、賞与引当金及び退職給付引当金の計上を税務上も早期に認められたい。	団体
貸倒引当金を税務上も認めること	平成23年度税制改正において、法人税率の引下げに対応した課税ベース拡大の理由から、中小法人等、金融機関、リース会社等を除き、貸倒引当金の繰入れが3年間の経過措置を経た上で認められないこととなった。一方、企業会計の基準では貸倒引当金を繰り入れることとされている(金融商品会計基準)。よって、税と会計との調和の観点から、税務上も貸倒引当金の計上を認められたい。	団体
法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重すること	法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重し、会計と税がいたずらに乖離することのないよう配慮されたい。また、こうした観点から、平成10年度、平成14年度及び平成23年度の税制改正において断行された各種引当金の廃止、縮減等の措置について早急に見直しを検討されたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
償還有価証券の償却原価法については、企業会計に合わせて利息法を認めるとともに、定額法についても見直すこと	償還有価証券の取得価額と償還金額との差額を各事業年度に配分する方法(償却原価法)は定額法のみとされている(法人税法施行令第139条の2第2項)。 しかし、同じ法人税において、金銭債権については利息法も適正な期間損益の認識方法として認められているのであるから(法人税基本通達2-1-34)、償還有価証券についても同様に認められたい。 また、法人税における定額法は、期中の純増加額について、その取得日を期央とみなす方法とされているが、企業会計に合わせて、各事業年度にその差額をより適正に配分するために、より合理的な方法である実際の取得日を基準とすることも認められたい。	団体
所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止すること	法人の確定申告における所得税額控除のうち、公社債の利子、剰余金の配当など一定のものについては、法人税法施行令第140条の2第1項第一号において元本の所有期間に対応するもののみが控除対象とされている。所得税額控除の制限を受けた部分の金額は、株式等を譲渡した者も税額控除できず、譲受人において租税公課として損金算入が可能となるのみである。したがって源泉所得税を法人税の前払いと捉える考え方に反しており、納税者に不利な状況をもたらしている。よって、法人税法施行令第140条の2第1項第一号を廃止し、その全額を所得税額控除の対象とすることを認められたい。	団体
電子商取引に係る課税上の取扱いを整備すること	近年、インターネットを含む情報通信技術やデジタル化技術の進歩により、電子商取引(いわゆるEコマース)は従来のビジネス慣習に大きな影響を与えている。こうした取引は本質的にボーダーレスの性格を有しており、伝統的な商取引を前提とした従来の課税制度で十分に対応できるかどうか課題が投げかけられている。例えば、外国法人が固定的な施設を利用せずに我が国で営業を行う場合に、我が国で当該営業から生ずる所得に対して課税できるか、デジタル財をインターネットを通じて外国事業者から購入した場合に我が国で消費税を課することができるか等の問題点が指摘されており、早急に課税制度の整備をされたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
消費税の各種届出書について、提出期日を申告期限の末日まで延長すること	消費税課税事業者選択届出書、消費税簡易課税制度選択届出書等(注)の届出書の提出期日が課税期間の開始日の前日までとなっているものが多数存在するため、届出書の提出期日を緩和し、申告期限の末日まで延長されたい。 (注)その他、提出期限が課税期間の開始日の前日までとなっている届出書には、消費税課税事業者選択不適用届出書、消費税簡易課税制度選択不適用届出書等がある。	団体
法人の消費税申告については、法人税と同様、申告期限の延長を認めること	消費税は法人税の場合と異なり確定決算主義を採用していないが、法人の場合、消費税における課税期間が事業年度とされている以上、課税期間における課税標準額及び課税仕入額等は、法人税計算の基礎となる確定決算の金額と整合性がなければならない。 法人税法においては、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、確定申告書を本来の申告期限までに提出することができない状況にあると認められるときは、申告期限の延長が認められているため、消費税についても法人税と同様の申告期限の延長を認められたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
課税方式、課税期間、仕入控除税額計算方式の2年間継続適用の規定を廃止すること	消費税課税事業者選択届出書、消費税課税期間特例選択届出書、消費税簡易課税制度選択届出書は、提出後2年間は継続して選択した課税方式又は課税期間を適用しなければならないこととされているが、この2年間継続適用規定を廃止し、課税方式や課税期間について、毎年、選択可能とされたい。 また、課税期間の課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式によって、当該課税期間の仕入控除税額を計算することとされているが、一括比例配分方式を選択したときは、適用課税期間の初日から2年間継続適用しなければならないこととされている。これについても、課税方式や課税期間の選択と同様、2年間継続適用規定を廃止し、毎年、選択可能とされたい。	団体
消費税法第30条第8項(帳簿の記載)は、同条第9項に規定する請求書等の記載に不備がある場合に限ること	消費税法第30条第7項により、課税事業者は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両者を保存しなければ、仕入税額控除を受けることができない。 この取扱いは、消費税導入時では、上記のうちいずれか一方の保存でよいとされていたものが、平成9年4月1日より消費税等の税率が3%から5%とされた際に、「帳簿及び請求書等」に改正されたものである。しかし、同条第8項の帳簿の記載要件は同条第9項の請求書等の記載内容と重複する部分が多く、現状では、消費税法の規定を忠実に履行しようとするにより、特に零細・中小企業にとって大きな事務負担が生じている。本来第7項の規定の趣旨は、税務当局が課税取引の検証を十分に行うための担保にあると考えられる。したがって、外部から入手した請求書等により、取引の内容が確認できるのであれば十分であり、その請求書等の記載に不備がある場合に限り、帳簿への記載要件を課すことを検討されたい。	団体
前事業年度の6ヶ月の課税売上高や支払われた給与の額により事業者免税点制度の適用を行わないという措置を廃止すること	前事業年度の6ヶ月間の課税売上高又は給与支給額により当事業年度の事業者免税点制度の適否を判定する取扱いを廃止し、より簡素かつ効果的な税制に改めるとともに、益税の問題を含めて事業者免税点制度の在り方について総合的に検討されたい。	団体

題目	意見の詳細	提出者
消費税法において、95%ルールを再検討し、全額の仕入税額控除が可能となる基準を緩和すること	従来、課税売上割合が95%以上の場合には、課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除することが可能な制度であったが、平成23年6月の税制改正により、消費税の益税解消の趣旨から、その課税期間の課税売上高が年5億円を超える事業者に、この制度は適用されないこととなった。しかしながら、この改正により、仕入税額を課税売上対応分、非課税売上対応分及びその他共通分と3区分に分割しなければならなくなり、事業者の事務負担は、増加することとなった。 したがって、例えば、課税売上割合99%以上の場合には、従来の規定、すなわち課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除することができる制度を復活させることにより、僅かな非課税売上高しかない多くの事業者が、煩雑な事務負担を軽減できるように検討されたい。	団体
税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。	過年度における税制改正では納税者に十分な周知がないままに、唐突な法改正が相次いだ。現在、各省庁において税制改正に関する要望の募集が行われ、徐々にその透明性が確保されつつあるが、立案段階におけるパブリックコメント手続はまだ十分とはいえない。したがって、国民生活に直結する税制改正こそ、税務の専門家である税理士を更に活用しつつ、広く国民・事業者・専門家団体等の意見を聴く機会を拡充すべきである。この透明性を確保するシステムが、ひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなることから、今後の一層の充実を望むものである。 また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても、同様の意見照会のシステムが必要である。	団体
国及び地方公共団体の会計制度改革	「財政の健全化・透明化」を進めて、国の標榜する「強い財政」を具現化するためには、国及び地方公共団体の会計について、現行の官庁簿記方式(単式簿記・現金主義会計)から複式簿記・発生主義会計に変更して日本の国家財政にも複式簿記による貸借対照表を作成し、真の財政状態を明らかにしていくことが肝要である。 なお、東京都では、日常の会計処理に複式簿記・発生主義会計を平成18年4月から導入しており、その結果、従来の会計制度ではできなかった多様な財務諸表の作成をすることができるようになり、事業単位のコスト分析などが可能となっている。 主要先進諸国が複式簿記・発生主義会計を導入している今日、わが国においても公会計制度改革が不可欠である。	団体

題目	意見の詳細	提出者
決算書の信頼性を重視した融資姿勢の拡充	(1)会計参与制度の普及を徹底し、会計参与設置会社のインセンティブとして決算書の信頼性を重視した融資スキームを構築すべきである。 (2)中小企業のほとんどが税理士に關与されていることから、商法並びに会社法に規定されている帳簿を適時に正確に作成している事実が客観的に明らかな企業、また、決算の信頼性確保及び申告の適正化を図るための規定である税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面の提出企業、実現可能性のある経営計画書を作成している企業等に対しては、融資手続の短縮化及び金利・保証・担保の優遇策を講ずるなどにより、融資政策の新たなスキーム形成とその一層の普及を推し進める。この場合、モラルハザードによるリスクを考慮し、融資の適正性を担保するモニタリングシステムを重視して以下の条件を定めるべきである。 ①実現性の高い経営計画書(5～10年)の提出 ②四半期ごとの適時の月次決算書および予算実績対比表の提出 ③上記(1)、(2)について関与税理士・公認会計士のチェックを求める。 (3)地域金融機関に対して、金融庁は金融検査マニュアル別冊等に関する指導を徹底されているところであるが、未だ画一的な融資審査も散見され、中小企業にも浸透しているとは言い難い。金融庁が公表した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の「地域密着型金融の推進」の精神を地域金融機関の支店レベルにまで浸透させることにより、現場の融資担当者のコンサルティング能力を高め、企業の潜在能力(知的資産)、財務内容の特徴など、中小企業の特性に留意し、企業の健全な発展を真に願う融資審査への更なる改善を求める。	団体
融資先に対する決算書の提出義務	(1)金融機関が一定額以上の融資をするには、融資先にその作成責任が経営者にあることを確認した上での決算書の提出義務を課すべきである。 (2)金融機関が一定額以上の融資をするには、職業会計人(税理士、公認会計士)による決算書に対する一定の保証を義務づけるべきである。この場合、「一定の保証」には、会計参与・税理士法第33条の2による書面添付(決算申告確認書)を含むものとする。	団体